

項	現行	修正後	備考																				
194	<p><b>5編 災害復旧・復興計画</b></p>	<p><b>第5編 災害復旧・復興計画</b></p>																					
	<p><b>第1章 災害復旧・復興計画 (略)</b></p>	<p><b>第1章 災害復旧・復興計画 (略)</b></p>																					
	<p><b>第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (略)</b></p>	<p><b>第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (略)</b></p>																					
	<p><b>第1 ~ 第2 (略)</b></p>	<p><b>第1 ~ 第2 (略)</b></p>																					
	<p><b>第3 計画的復興</b></p>	<p><b>3 計画的復興</b></p>																					
	<p>1 防災まちづくり 市は、次のような災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、市長を本部長とする「鳥栖市災害復興対策本部」を設置するとともに、関係機関との調整を図り、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、住民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。 復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに<b>かんが</b>み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。 また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。 市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。 復興を進めるに当たっては、住民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行うものとする。</p>	<p>1 防災まちづくり 市は、次のような災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、市長を本部長とする「鳥栖市災害復興対策本部」を設置するとともに、関係機関との調整を図り、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、住民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。 復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに<b>鑑</b>み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。 また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。 市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。 復興を進めるに当たっては、住民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行うものとする。</p>																					
	<p>○ 被災市街地復興特別措置法等の活用や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新 ○ 河川等の治水安全度の向上 ○ 土砂災害に対する安全性の確保 等</p>	<p>○ 被災市街地復興特別措置法等の活用や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新 ○ 河川等の治水安全度の向上 ○ 土砂災害に対する安全性の確保 等</p>																					
	<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>																					
	<p><b>第2節 市民生活安定のための支援</b></p>	<p><b>第2節 市民生活安定のための支援</b></p>																					
197	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="418 1520 566 1547">活 動</th> <th data-bbox="1003 1520 1151 1547">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 1577 439 1604">●被災者の生活確保</td> <td data-bbox="795 1562 1347 1625">総務課、情報<b>管理</b>課、<b>社会</b>福祉課、市民協働推進課、税務課、商工振興課、建設課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1633 655 1661">●農林業に対する復旧・復興資金の確保</td> <td data-bbox="795 1640 884 1667">農林課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1669 730 1696">●中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保</td> <td data-bbox="795 1675 923 1703">商工振興課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1705 507 1732">●義援金品の受入れ・配分</td> <td data-bbox="795 1711 1020 1738">出納室、<b>社会</b>福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	活 動	担 当	●被災者の生活確保	総務課、情報 <b>管理</b> 課、 <b>社会</b> 福祉課、市民協働推進課、税務課、商工振興課、建設課	●農林業に対する復旧・復興資金の確保	農林課	●中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保	商工振興課	●義援金品の受入れ・配分	出納室、 <b>社会</b> 福祉課	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1665 1520 1813 1547">活 動</th> <th data-bbox="2249 1520 2398 1547">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1466 1577 1685 1604">●被災者の生活確保</td> <td data-bbox="2059 1562 2611 1625">総務課、情報<b>政策</b>課、<b>地域</b>福祉課、市民協働推進課、税務課、商工振興課、建設課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 1633 1902 1661">●農林業に対する復旧・復興資金の確保</td> <td data-bbox="2059 1640 2148 1667">農林課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 1669 1991 1696">●中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保</td> <td data-bbox="2059 1675 2187 1703">商工振興課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1466 1705 1754 1732">●義援金品の受入れ・配分</td> <td data-bbox="2059 1711 2466 1738">出納室、<b>地域</b>福祉課、<b>高齢障害福祉課</b></td> </tr> </tbody> </table>	活 動	担 当	●被災者の生活確保	総務課、情報 <b>政策</b> 課、 <b>地域</b> 福祉課、市民協働推進課、税務課、商工振興課、建設課	●農林業に対する復旧・復興資金の確保	農林課	●中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保	商工振興課	●義援金品の受入れ・配分	出納室、 <b>地域</b> 福祉課、 <b>高齢障害福祉課</b>	
活 動	担 当																						
●被災者の生活確保	総務課、情報 <b>管理</b> 課、 <b>社会</b> 福祉課、市民協働推進課、税務課、商工振興課、建設課																						
●農林業に対する復旧・復興資金の確保	農林課																						
●中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保	商工振興課																						
●義援金品の受入れ・配分	出納室、 <b>社会</b> 福祉課																						
活 動	担 当																						
●被災者の生活確保	総務課、情報 <b>政策</b> 課、 <b>地域</b> 福祉課、市民協働推進課、税務課、商工振興課、建設課																						
●農林業に対する復旧・復興資金の確保	農林課																						
●中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保	商工振興課																						
●義援金品の受入れ・配分	出納室、 <b>地域</b> 福祉課、 <b>高齢障害福祉課</b>																						
	<p><b>第1 被災者の生活確保</b></p>	<p><b>第1 被災者の生活確保</b></p>																					
	<p>1 ~ 8 (略)</p>	<p>1 ~ 8 (略)</p>																					

項	現行	修正後	備考
199	<p>9 <b>り</b>災証明の交付等 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や<b>り</b>災証明の交付の体制を確立し、遅滞なく、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に<b>り</b>災証明を交付する。 なお、火災の<b>り</b>災証明については、消防本部が交付するものとする。 また、市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</p> <p><b>第2 農林業に対する復旧・復興資金の確保</b></p> <p>市は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、<b>民政</b>の安定を図る。 また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林業者の経営安定を図る。</p> <p>○ 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法） ○ 日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）</p> <p><b>第3 中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保</b></p> <p>市は、国及び県に対して、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るための、復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう要請する。 県は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、中小企業者等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者等に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるような措置を実施する。</p> <p>1 被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図るとともに、被害の状況に応じて、現地において融資相談所の設置や経営指導等を行う。</p> <p>2 佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。 また、激<b>じん</b>災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。</p> <p>3 ～ 5 （略）</p> <p><b>第4 義援金品の受入れ・配分 （略）</b></p>	<p>9 <b>罹</b>災証明の交付等 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や<b>罹</b>災証明の交付の体制を確立し、遅滞なく、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に<b>罹</b>災証明を交付する。 なお、火災の<b>罹</b>災証明については、消防本部が交付するものとする。 また、市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</p> <p><b>第2 農林業に対する復旧・復興資金の確保</b></p> <p>市は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画の<b>作成</b>を促進し、<b>民生</b>の安定を図る。 また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林業者の経営安定を図る。</p> <p>○ 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法） ○ 日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）</p> <p><b>第3 中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保</b></p> <p>市は、国及び県に対して、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るための、復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう要請する。 県は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、中小企業者等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者等に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるような措置を実施する。</p> <p>1 被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図るとともに、被害の状況に応じて、現地において融資相談所の設置や経営指導等を行う。</p> <p>2 佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。 また、激<b>甚</b>災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。</p> <p>3 ～ 5 （略）</p> <p><b>第4 義援金品の受入れ・配分 （略）</b></p>	